

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成23年9月22日

世田谷区

1 委託業務の概要

(1) 契約予定件名

世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する基礎調査委託

(2) 目的

世田谷区では、区立小・中学校の児童数・生徒数及び学級数の増加傾向または減少傾向の偏在化が進む中、今後の児童数・生徒数の推移や校舎の老朽化を念頭に、大規模化・小規模化・校舎の老朽化の3つの課題に対して、総合的な視点にたって計画的に取り組むこととし、平成20年8月に「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」という。）を策定した。

続いて、平成21年3月に、概ね5年間の年次計画を盛り込んだ第1ステップの「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策」（以下、「第1ステップ」という。）を策定し、大規模小学校4校の増改築や小規模化が続く2グループの中学校の学校統合、老朽化が進む学校の年2校ペースの全面改築を進めてきている。

また、平成23年度より、第1ステップの年次計画の推進と並行して、「基本的な考え方」に基づく、平成26年度～平成31年度の計画期間の次期計画（以下、「第2ステップ」という。）の策定に向けた準備を開始しており、本件は、第2ステップの計画策定に向けた基礎的な情報・データ等の収集・分析業務を委託するものである。

なお、平成24年度には、第2ステップの計画の具体的な内容や年次計画等に関する検討を進め、平成25年度に計画の方向性を明らかにすることを想定している。

(3) 業務内容

第2ステップの計画策定に向けて、以下の項目に関する基礎的な情報・データ等の収集・分析を実施し、成果物として報告資料一式（紙媒体、電子データを含む）の作成を委託する。

- ① 計画期間中または計画期間以降の児童数・生徒数の動向に関すること
- ② 通学区域の現状（面積、通学路、通学距離、交通事情等）に関すること
- ③ 学校規模による教育上の影響等に関すること
- ④ 学校施設の利活用状況等に関すること
- ⑤ 学校と地域との連携の現状等に関すること
- ⑥ 学校統合に伴う区財政上の効果に関すること

⑦ その他、教育環境への影響等に関すること

なお、区が保有する情報等であって、調査の実施に必要な情報等は、区担当者が別途提供する。

(4) 履行期間

契約の日から平成24年3月31日まで（予定）

2 参加資格

プロポーザルに参加する者は、教育行政に関する総合的な計画策定支援業務の実績があり、上記1に掲げる委託業務の履行が可能な者であって、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 研究実績の豊富な研究員を、業務責任者として専任で配置できること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者数を概ね4者とする。参加表明者が多数の場合は、以下に示す基準により提案書の提出者を選定し、選定結果を通知するものとする。

- (1) 本事業に類似する事業に関する計画策定支援業務の実績等
- (2) 業務責任者・担当者の経歴等

4 提案書の特定方法

提案書提出者とのヒアリングを実施し、提案書の内容とあわせて、下記5の評価基準により提案書を特定する。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本事業の推進にあたっての課題認識とそれらへの対応の考え方
- (2) 委託業務に活用できる能力や技術
- (3) 調査の方法及び成果物の作成イメージ
- (4) 委託業務の実施にあたっての体制
- (5) 見積金額の妥当性

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局学校適正配置担当課 担当 山中・飴田（あめだ）

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎3階32番窓口

電話 03-5432-2722 FAX 03-5432-3028

E-mail SEA02414@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成23年9月22（木）～9月30日（金）

場所 上記（1）に同じ

方法 希望者に無償配布する。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限 平成23年9月30日（金）午後5時まで（必着）

場所 上記（1）に同じ

方法 持参、郵送または宅配便（ただし、未着事故の責任は負いかねます。）

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期間 平成23年10月5日（水）～10月14日（金）午後5時まで（必着）

場所 上記（1）に同じ

方法 持参、郵送または宅配便（ただし、未着事故の責任は負いかねます。）

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

<平成24年度（予定）>

① 委託業務件名 世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（第2ステップ）計画策定支援業務委託

② 契約期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日（予定）

③ 業務内容等の詳細は、契約にあたって区担当者と協議するものとする。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6の（1）に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。

(8) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

(9) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。